

衆議院 農林水産委員会 議録 第三三三号

平成元年十一月十六日(木曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 近藤 元次君

理事 笹山 登生君 理事 杉浦 正健君

理事 保利 耕輔君 理事 松田 九郎君

理事 柳沢 伯夫君 理事 串原 義直君

理事 水谷 弘君 理事 滝沢 幸助君

池田 行彦君 理事 石破 茂君

衛藤征士郎君 川崎 二郎君

菊池福治郎君 小坂善太郎君

佐藤 静雄君 田邊 國男君

武部 勤君 谷垣 禎一君

玉沢徳一郎君 鳩山由紀夫君

二田 孝治君 三ツ林徳太郎君

宮里 松正君 村岡 兼造君

谷津 義男君 保岡 興治君

山口 敏夫君 五十嵐広三君

石橋 大吉君 田中 恒利君

辻 一彦君 前島 秀行君

三野 優美君 武田 一夫君

玉城 栄一君 藤原 房雄君

吉浦 忠治君 吉田 久之君

藤田 スミ君 山原健二郎君

出席國務大臣

農林水産大臣 鹿野 道彦君

出席政府委員

農林水産大臣官 鶴岡 俊彦君

農林水産省經濟局長 塩飽 二郎君

林野庁長官 齋 滋君

林野庁次長 小澤 普照君

委員外の出席者

環境庁自然保護局長 大木 知明君

文部省初等中等教育局中学校課長 辻村 哲夫君

厚生省保健医療局長 有川 敷君

建設省道路局道路環境対策室長 井上 靖武君

消防庁防災課長 安宅 敬祐君

農林水産委員会調査室長 青木 敏也君

委員の異動
十一月十六日
衛藤征士郎君 補欠選任 谷垣 禎一君
宮澤 喜一君 池田 行彦君
山崎 拓君 佐藤 静雄君
沢藤礼次郎君 三野 優美君
竹内 猛君 辻 一彦君
永末 英一君 吉田 久之君

同日
池田 行彦君 補欠選任 宮澤 喜一君
佐藤 静雄君 山崎 拓君
谷垣 禎一君 衛藤征士郎君
辻 一彦君 竹内 猛君
三野 優美君 沢藤礼次郎君
吉田 久之君 永末 英一君

同日
同日

本日の会議に付した案件

森林の保健機能の増進に関する特別措置法案

(内閣提出、第百十四回国会閣法第六五号)

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十四回国会閣法第六

九号)

○近藤委員長 これより会議を開きます。
第百十四回国会、内閣提出、森林の保健機能の増進に関する特別措置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを順次許します。滝沢幸助君。

○滝沢委員 委員長御苦勞さまです。大臣初め政府委員の皆さん御苦勞さまです。
そこで、今回の保健機能の増進に関する法律であります。私にはいろいろと議論されてきましたが、私は何番バッターというのですか、皆さんがすっかりいろいろと取り上げられた後でありますから、少し脱線いたしたり、ないしは解釈を拡大したり——大体日本という国は法律を改正しない国なんです。憲法のごときも、ドイツは、占領中は占領軍が憲法なんだから憲法は要らぬ、独立を回復してから自分たちでつくりましますということをつくりました憲法を、四十年足らずして三十三回改正したと言われております。日本は、進駐軍がおりますうちに唯々諾々としてこの憲法を制定して、しかも今日まで四十数年間改正をいたさぬ。しかし、その中には第九条の解釈を初め、相

意味からしまして思うならば、今回の私は法のその一つの文言に必ずしも詳細にこだわるといっても、いかなる精神をもってこれを定め、いかに今後運用されるかということにより多くの意義があるう、こういうふうな理解をするわけでありま

(委員長退席、保利委員長代理着席)

そういうふうな思ひを申すときに、私はせんだって参考人さんにも申し上げましたけれども、広い意味におきまして、山、自然、山川草木ごとく、そこに生をうけ、そこに生きる者の所有に帰すべきである、所有という言葉は、むしろこれは傲慢のそしりを免れない近代人類が犯しております過ちであり、錯覚でありまして、本来は神の所有に帰している、その管理を万物の霊長たる人間が委託されているという思想に立つものでありますから、そのような思想に立つならば、山というのに対して全國民が、特に私は國家が、官庁が、あるいは行政の衝に当たるものが謙虚な気持ちでこれに当たらなければ、もちろん森林の場合は森林業者もそのとおりであります、その精神を失うならば、私は、取り返しのつかない過ちを犯すであらう、こういうふうには思っているわけでありま

御存じ富士山は、あれは富士山の山自体が御神体だそうでありま。また、出羽三山のごときも山そのものが御神体と言われているわけでありま。また、木が、木霊というふうな言葉がありまして、木材、木材といえども、木が魂だ、神様だといふので御神木というふうなものもありまして、木そのものを神様としてこれにしろ繩を張って、参拝これ勤めるといふような例も多々ございます。しかしこれは何も神道の方だけではありませんで、山岳仏教というふうなことで、仏教もやはり山に精神の原点を求める

ということがございます。

それらこれらを考えますときに、もちろんキリスト教でも修道院というふうなものになりますと、これは山の深いところに別世界を営むというふうなものもございまして、すべての宗教は山、木、自然というのに対して敬けんなる態度というものが共通の出発点ではないでしょうか。そういう意味で私は近代文明に対する大きな警告、そういう意味で今回の法律というものがその二つの接点をいかに求められるのかなというところに一つの危惧も持ち、かつ希望も持っているということでもあります。どうかひとつ大臣初め長官、そしてそれに連なる立場の方々が、いわゆる六根清浄の気持ちで山を見ていただきませんかこれはいけないというふうな思ふのでありますが、これは大臣いかがでしょうか。どうも私は最近の国有林を見て、民有林をめぐる幾多の問題を見て、人間の自然を恐れぬ、神に敬けんなる気持ちも失ったところに発生した過ちというものが少なくはないのではないかと、こういうふうな思ふのでありますが、いかがですか。

○鹿野国務大臣 ただいま先生が申されました山、森林、まさしく神からの預りものである、大事にしなければならぬ、こういうふうな先生のお心に対しまして心から敬意を表するところであります。まさしく申されるとおりに、我が国の森林、その地域だけでなしにその周辺にも大変重要な役割、多面的な役割を果たしておられるわけでありますから、また、今日御承知のとおり地球における環境問題が大きな問題となっておる、このことを考え、見ます場合におきましても、私どもは森林の維持そして培養、保全、こういうふうな問題に本当に新たな重要性を認識して取り組んでいかなければならぬ、そして、そういう中で地域の活性化を図っていかねばならない、このように考えておるところであります。

○滝沢委員 ありがとうございます。どうぞそういうことで遺憾なきを期していただきたいと思

今大臣がくしくもおつしやいましたとおり、森林の周辺というふうにおつしやいまして、きょうちよつと多過ぎるほど省庁よりおいでをいたしたいとおりますのは実はそのようなことでありまして、仮に水、大変な資源だと思っておりますと、水利権などということ、ある程度の川になつた水だけを対象に、しかもその水利権を持つてゐる者の水であるがごとき錯覚を役所も水利権の所有者も持つに至つてゐる。しかし、これは山の中の一滴一滴の草の葉の滴でしよう。そこには水利権などという言葉は出ておりません。そういうことでありますから、私は今回の法案をやや幅広く見ましていろいろとおいでをいただいたわけでありますが、文部省さん、おいでいただいていると思

私は、大体一極集中排除なんてうまいことを政府が自民党さんか知りませんがとも考えていただきまして、まことに全面的に賛成であります。議員の数なんか一極集中でなく、ひとつ分散していただければいいかもしれませんけれども、それはそれといたしまして、実は私は東京をより小さくする、小さき東京ということの方がよろしいと思ふのであります。その中で、いつも私はとにかく各省庁が一局ずつ出すなどというの、一極集中でないというから一局ずつ出すのかわりませんが、あれはいけない、あんなことはばかなことであります。行政は便利であつた方がい

ら、小学校卒業以来午前中というのを知つたことがないなどというのがあるわけでありますから、そういうことでは困りますから、というふうな思つてゐるわけであります。というふうな考えれば、私はきょうこの法律に直接どの程度のかかわりがあるかは知りませんが、とにかく文部省さんがもと自然の中に出ていたたかなくはならぬ。しかも昔、今もあるかもしれませんが、林間学校というものもあつたり、あるいはまた青少年自然の家というものも営んでいらつたやうなところで、後で申し上げる総量規制なんかどう関係あるか知りませんが、しかしとにかく文部省さんが一つには、幼稚園から小中学校の教育に至るまで、いわんや高校、大学の教育において、森林というものの、山というものの、自然というものに対していかに教育をなさうとされているか、しかもこれがきちんとしてゐるならば、非常にマナーの悪い登山学生が地域のひんしゆくを買つたやうなこともないわけでありまして、そこら辺のことについて、ひとつ文部省が対処されてきた、また、されようとしてゐる姿勢等についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○辻村説明員 ただいま御指摘の点は非常に重要なこととございまして、小中高等学校の段階から、子供たちの発達段階に依りまして指導に力を入れてきておられるところとございまして。具体的には、小中高を通じて社会科学あるいは理科というような教科が中心になるわけとございまして、社会科学が中心になるわけと、我が国の国土の様子あるいは資源の重要性というやうなものを小中高を通じて学ばせてございまして、また理科におきましては、植物を育てながら植物を愛護する態度を育成する、あるいは、その際には野外に出かけていって地域の自然に触れさせる、そして自然の保護に関心を持たせるというやうなことを、国の教育課程の基準であります学習指導要領に明記をして、それで各学校でこうした点の教育に力を入れるやうな努力を払つてい

るところとございまして。それ以外にも、各学校ではこうした教科以外に道徳の時間あるいは特別活動の時間、あるいは各学校が創意工夫を生かした活動があるわけとございましてけれども、ただいま申されました林間学校、臨海学校というやうなものもあるわけとございましてけれども、そうした活動を通してこの面での教育には十分努力をしております。今後さらさらその点について努力を払つてまいりたいというふうな考えております。

○滝沢委員 青少年自然の家とかなかなか一県に一つとか言われましたが、今後ふえていく可能性がございまして。○辻村説明員 国立の少年の家、青年の家と各地方公共団体が設置するものもあるわけとございましてけれども、国立につきましてはあと一カ所今建設中のものがあるわけとございまして、それで少年の家、青年の家それぞれ十数カ所、ほぼ全国に整備をされるというやうな状況になつております。○滝沢委員 厚生省さんにお願ひしているはずであります。大体厚生省と文部省というのは同じ小さい子供を、こつちは保育所、だから教育ではなくて保育だ、こつちは幼稚園だよ、これは全くの教育だ、日本はそういうことが好きなんです。ホテルと旅館と民宿みたいな話で、私はこれを一本化しろといつても言つてゐるものだから、あるいは保育所の先生方に誤解されたりしておりますけれども、もう役所の縄張りなどということはやめたい方がいい。そういう意味で厚生省と文部省は非常に似たことをやつていらつしやるわけだから、今文部省に申し上げたやうなことで、つまり厚生省は森林に関係ないと思ひになりやすいのだけれども、私はそうではないと思ふ。例えば、いろいろの療養施設や保健施設等をそういう山に求められる場合があるであります。大体、私は心配しているのだけれども、総量規制なんていうやうなことを言つていらつしやいますけれども、役所がやることになつたらそういうことは吹っ飛んでしまふのじゃありませんか。吹っ飛ば

きなればいろいろできない場合があるのではな
いでしょうか。そういうことも考えているわけ
ありますが、同じようなことをひとつ厚生省から
も意思表示を願いたいと思います。

○有川説明員 厚生省におきましては、二十一世
紀の長寿社会を明るく健やかにするという視点か
ら、運動、栄養、休養といったすべての面で健康
的な生活様式を確立すべく国民健康づくりを進め
ているところでございます。

森林は、薬理作用といったような心身に直接生
理的作用を及ぼす健全な保健効果を与えるという
ものではございませんけれども、国民の健康づくり
を進める上におきまして、適切な休養あるいは保
養を行う場として、国民の保健上重要なものと考
えております。

○滝沢委員 これはあなた管轄が違つてちよつと
迷惑かもしれませんが、最近漢方薬の時代
でありまして、ところが漢方薬から健康食品みた
いなもので、薬品と食品との、これは消費税の見
直しというのを政府・自民党はおっしゃっている
けれども、その中で仮に食品をといったときに
に、あるいはまた薬品をといったときに、そのあ
いのこみたいなものが多々出てくる。これはまた
商売としては大変いい分野だと言われているわけ
でありまして、そういう意味で漢方薬こそ
まさに林野庁ないしは環境庁のお世話にならなけ
ればいかぬ部分なだけども、これは何か厚生
省でこうした面について最近関心を有しておりま
すか。

○有川説明員 漢方薬とか自然の食品あるいは健
康食品と言われておりますような種々のいろいろ
なものが出回っておりますわけですが、こう
なもののにつきましましては、一方では薬事法とい
う法律を私どもも所管しておるわけでございま
すが、そういった観点での対応とあわせて食品とい
う観点での対応もいたしておるところでございま
す。

○滝沢委員 消防庁さん、本日は自治省と言つた
のだけれども、どうもその方は林野庁でよろしい

とおっしゃるものだからやりますが、私は、今回
の法律の中で都道府県知事と市町村長との間の意
見を求めるといふあたりに非常に興味を持ってい
るのであります。しかし、それはそれとして、そ
の方は後で林野庁にお伺いさせていただきます。

最近、アメリカの山火事というのは一週間も二
週間も燃えておるのでね。さすがにアメリカで
あります。日本はいろいろなお客さんが山に入っ
てくることによりまして自然が破壊されている。
その面には消防庁の所管される火事という面もご
ざいます。もう一つは、これは直接消防庁かどう
か知りませんが、これは直轄消防庁かどう
か知りませんが、これも先ほど私が申し上げた、い
ずれも自然を恐れぬところから発生するものであ
りますけれども、これらについての最近の情報や
特徴がございましたらおっしゃってください。

○安宅説明員 まず、林野火災の状況でございま
すが、昭和六十三年中の出火件数は全国で三千五
百八十九件でございまして、これは前年、六十二
年に比しまして二・九%減少しておる状況でご
ざいます。また、焼損面積は全体で三千七百七十六
ヘクタールで、これも前年より三・五%減少してお
ります。

消防庁といたしましてはかねてから、乾燥して
おる、あるいは強風によりまして林野火災の発生
の危険が大きいときには、時期を逸することなく
火災警報を発令すること、監視パトロールを強化
することといったようなことを指導してきており
ます。また、入山者や林野周辺住民に対する火災
予防意識の啓発を図るなど林野火災の出火防止の
指導の徹底を図っているところでございます。ま
た、これは昭和四十五年からそういう事業がござ
いたのですが、林野火災特別地域対策事業という
のがありまして、これは市町村が整備する林野火災
用の消防施設に対して助成を行っております。こ
れも引き続き助成を行います。また、大規模林野
火災につきましましては、一つの市町村の消防力では
対応できないという事態も想定されます。そうい
うことを想定いたしまして、市町村の消防機関相

互の広域応援体制の整備をマニュアルをつくつて
具体的に指導しております。また特に、この大規
模林野火災におきましては、ヘリコプターによる
空中消火というのが非常に有効であるということ
が証明されておりますが、そういうことで今後と
もヘリコプターによる空中消火の一層の活用を積
極的に指導推進してまいりたいと考えておりま
す。

今後とも、貴重な森林資源を確保するというこ
とから、消防機関、営林署等の関係機関が一体と
なつて林野火災の出火防止の指導の徹底を図つて
まいりたい、こう考えております。

○滝沢委員 各課からお願ひするわけにはいかぬ
ものですから、あなたの管轄じゃないでしょうか
けれども、ひとつ聞いておいてください。
今おっしゃつたようなことは大変よろしいこと
だと思ひます。ただ問題は、きょうの法律にかか
わるようないわゆる山の周辺ほとんどが過疎地と
なつておりまして、非常に苦悩を持つてゐる。殊
に若い者がいないという中では、消防庁のなさる
お仕事について常に協力をする別働隊であり支援
部隊であるべき市町村の消防団というもののが、定
員の確保すらかなが容易でない。村に若人はお
りません。消防団員は定員に満たません。そうい
う中で、都会からそれこそ年に一度、十年に一度
お遊びにおいでになる登山客や観光客のために、
いろいろと事件が起きたり遭難されたりします。
そうしたたに動員される。それこそ農林省さん
には相済みぬけれども、農林省の施策のゆえもな
しとしなないということによりまして農村の経営が
容易でない、山村の生活が容易でない、その容易
でないところになお孤軍を守つて頑張つてゐる青
年たちが、具体的に言うならば数少ない農家の人
たちが田んぼに働いておられます。そうした農家
の人たちは、この雲のくあいならば午後から雨、今
夜はあらしになるなどわかつてゐるんです。わ
かつてゐるんだけれども、そうしたときに若い男
女が、都会の方々が手をつないでヤッホー、ヤッ
ホーと行かれるわけです。しかし、大丈夫かなと

思ひながら、都会の人つていいものだな、こう
思つてゐる。そうしますと、夜の十二時あるいは
あすの朝の明け方になりますと、必ず決まつたよ
うに消防団員出るといふことになるわけです。で
すから、私はかつて、登山等の者はひとつ計画を
その山の市町村の教育委員会か何かにして、そ
して供託金を積ませない、こう言つてゐるわけ
です。そうした結果、遭難になりますと幾日も動
員される。そして遺体が出なければならぬとされ
て、もう捜索をやめるのですかということでは
よ。そしてよほどの心ある方であれば、その後
を御丁寧というわけにはいきません。全くやり
きれぬというのが村の敷かない若者の、ないし
は、若者というわけにいきませんから四十代、五
十代のそれらの捜索等に協力する人々の考えです
よ。こういうことも、さつき申し上げました自然
を恐れぬ、神を恐れぬ心から発していることなん
でありますけれども、そのような意味で、消防
団員の定員の確保にどのような努力をされてい
るか。私は実は、自治省さんもこれは管轄が違つ
てありましようけれども、地方自治体の職員のご
ときはすべからず義務として消防団員であるべき
だ、こう思ふのですよ。というのは、公務員は毎
日の勤めがあるがゆゑに消防団に入りません。と
いうことになりまして、どうして一番政治の恵み
の少ない農家の、ないしは中小企業、商店街の
人々だけがいわゆる奉仕であると言われる消防に
従事しなくてはならないのです。こちら辺のと
ころは、私は、消防庁が考えを整理して新しい時
代に即応した消防団組織の体制ないしは待遇を考
えなくてはならぬと思ひますが、いかがですか。

○安宅説明員 先生御指摘のように、最近の過疎
地帯におきまして消防団の団員をいかに確保する
かというところは極めて重要な課題になつておりま
す。消防団が、先生おっしゃいましたように、林
野火災のみならずいろいろな遭難事故にも駆り出
される。その消防団員が、今過疎地帯で若者が少

（保利委員長代理退席、笹山委員長代理
着席）

三

ないということではなかなか確保できないというの
は、先生御指摘のとおりでございます。

そこで消防庁といたしましては、かねてから消
防団活性化総合整備事業というあれで、いろいろ
消防団に入るための魅力的な消防団活性化づくり
というのをいたしまして、何とか一人でも多くの
消防団員を確保するというためのいろいろな施策
をやっております。また一方で、消防団に対する
処遇の改善、これは消防団員の報酬とか退職の報
償金とか出動手当とかそういうものにつきまし
ては、交付税措置とかいろいろの財政措置を通じ
まして、消防団員の処遇の改善にも毎年必死に
なっております。

○滝沢委員 外回りの方から先にお伺いしまし
て、建設省さん、道路は経済の、ないし生活の基
本でありますから、大変よく整備をされてきてお
りまして結構であります。しかし、同じ道路も建
設省あり農林省ありいろいろしております。林道
という名前もあります。しかし、本当は一緒であ
りました。道路省をつくれというような声もあり
ましたが、一緒なんです。これがある道路に対し
てそこを、いつか何か私の方で道路計画がある
ときに、それは軍用道路だという反対をするグル
プもありましたが、道路があるのです。それを
くると、その道路を学生が通ればそれは通学
路になりますし、ここを若者が通れば観光道
路か何か知りませんが、それはちよつと言葉は悪い
かな、あるいはまた、本当に侵略されるというこ
とがあります。これは軍用道路になるでしょ
う。そういうことですよ。ところが、この道路を
見ますと、一つ心配いたしますのは、ややもす
れば自然環境を相当に破壊いたしかねない道路計
画もなしとしない。特に最近では、どんだん山にト
ンネルを掘る時代であります。トンネルがいけ
ないと言っているんじゃないやありませんよ、大いに
やっていたがなくてはなりません。しかし、こ
の森林保健機能の増進というのに意を用いてい
ただかなければならぬ面が多々あるのではない
か。

一つはまた思うことは、並木を植えられるす
ね。この並木というものは柳、銀座の柳な
んで、柳に決まったようなものだった。これは一
番活着がよくて、そして安いですよ。ところが、
最近ではいよいよなくなりまして、そして恐れるのは
それが案外、木の、造園業者が何か知りませんけ
れども、いわゆる苗木を売らなくちゃならない立
場との関係なんかもなしとしない面も恐れるので
あります。実際あるんですから。一々ここで私がいい
と言われて言うわけにもいきませんけれども。会
津はキリの産地であります。キリを街路樹に植え
るなんてことをした。そして、全部枯れちゃった
というふうな愚かなることもした。エン
ジュなんかもあります。旭川はあれはナナカマド
ですか、いろいろ工夫をされるのはいいんだけど
ども、非常に高くて活着が悪くて、そしていわゆ
る並木効果の少ないものも選ばれるという点もご
ざいます。これは木へんということになれば林
野庁も、ましてや環境庁も関心を持っていただか
なくてはならぬことではあります。こちら辺の消
息はいかがでありますか。

○井上説明員 道路の整備に当たりましては、従
来より地域の状況に応じて、自然環境の保全
にできる限りの努力をしてきたところでございま
す。特に山地部におきましては、自然環境に対し
て著しい影響の少ないルートを選定に努めると
もに、工事の実施に当たりまして、周辺の自然
環境に調和した道路構造の採用あるいは周辺植生
に合わせた緑化復元等を行ってきております。今
後も道路の整備に当たりましては、自然環境の
保全に十分に配慮してまいりたい、このように考
えております。

○滝沢委員 環境庁さん、今までの質問は全部こ
れは環境庁さんの原稿を読んだようなものであり
まして、もちろん直接読んだものではありませ
んが、議員の職権なんとかということはありません
が、いずれにしましても、環境庁、わけでも自然
保護局との関係と今回の法律に定められたるとこ
ろによります。林野庁さんのお仕事との接点とい
うのは非常に深いものがあるかと思っております。い
かがなる連絡と権限の相互の調整がおりますか。
○大木説明員 現在提案されております森林の保
健機能の増進に関する特別措置法案でございます
が、その中で環境庁との関係について申し上げま
すと、この法案によりまして良好な自然環境が破
壊されないように環境庁としては重大な関心を
持つております。具体的には、この法案に基づき
基本方針の策定、変更、そういうものにつきまし
ての協議を受ける際には、十分な調整に努めると
いうようなことによりまして、自然環境等の保
全、そういうものについて十分努力をしまいい
たい、そういうふうな考えであります。

○滝沢委員 さて、今回の法案によりまして、知
事が地域森林計画を定める、そして所有者が施業
計画をつくる、そうしてそれらの作業の中で都道
府県知事は市町村長の意見を聞く、こうなってい
るようであります。

ところが、私は県会に長くおりました関係でい
ろいろと見聞しておりますが、大体この聞くとい
うのは魔物であります。本当は聞くというの
は大変なことではあります。毘沙門、多聞天王など
いうのも、あれは聞くというの、聞くことが問
題でありまして、仏教には「聞法因縁五百生、同
席対面五百生」といって、和尙さんの説教を
聞くということは何百回この世に生まれ変わって
も得がたい因縁だと言っているわけでありませ
ん。それは本当に聞くのですよ。命を込めて聞くの
です。ところが、これは落語じゃありませんけれ
ども、ある人が死んでいたら、地獄と極楽の境
が、分かれ道があるんだってね。ここに道路標識
があるかどうかはわかりません。そこに物すごく
キノコみたいなものがあるというのです。そこ
で案内してくれるのは阿弥陀様か何か知りませ
んけれども、その人にこれは何ですかと言ったら、
これは、生きてるうちにありがたい法話を全部
聞いた、おまえも聞いた、ところが、耳は聞いた
ゆえに責任を果たしたからここに置いておいて、

耳は地獄に行かなかったが残りの体は地獄に行っ
たんだ、おまえもこれから耳切ると言われて、
みみうちいこと言わないで勘弁してくださいなん
て言ったのであります。とにかくそれは
聞くですね。
ですから、聞くという字は新聞の聞もあれば聴
聞の聞もあれば、いろいろあるのです。ところが、
聞くというのはそんな簡単なものではありませ
ん。私はこのところ非常に興味を持ち、また
心配をいたしているわけでありませぬ。随分と多く
の市町村長さんが、このことだけじゃありません
よ、この農林省のいわゆる基盤整備事業等につ
きまして、もう足を棒にして同意書をとるん
でしよう。それは、国から県からおっしゃること
に対して、私たちの町はまともじゃありませんでし
た。もう学校も建たぬ、水道も許可できないとい
うことになるからですよ。ところが一方、この
山を守れというふうな住民運動が起きますと、
市町村長の苦勞というのは大変なものでありま
す。この聞くというのはどうなのか。それと
言われたとおりにそれを実施する、実行するとい
う意味の聞くなのであるか、いやもうわかりまし
た、聞いておきましたということであるのか。そ
うしてもう一つ屋を加えれば、その実行しました
という聞き方にしても、県庁の御意見に合わせた
ような意見書を書かされるといふ実態があるの
です。これは何か党の公認申請みたいなもので、
党本部が喜ぶように公認申請しなくてはならぬ地
方組織みたいなものであります。私は、こちら
辺において、本省と知事、市町村長との間の意見
の調整、関係の調整というのにおいて、いわゆ
る意見を聞くというの非常に力点を置いて物
を考えるのであります。この点はいかがで
すか。

○豊政府委員 先生が先ほど御指摘のように、
法律の制度ができました後その運用によるしきを
得なければならぬというところは、全くそのとお
りでございます。大事な点であろうと思いま
す。この法案の制度の実施に当たりましては、御

指摘のように県知事の意見あるいは市町村長の意見を聞く、こういう制度に行っておるわけでございますが、これを実際に行っていく上で調整を図らなければいけないという面、場合によりましておっしゃるような難しい場面があり得るのではないかと考えております。いずれにしても、私もこの法案成立の暁には、運用につきまして十分な指導を図りたい、通達も出した、会議等を持って徹底させたいと考えておりますけれども、そういう場等を通じて、本当に趣旨が生かされるような運用を指導してまいりたいと考えております。

○滝沢委員 今の趣旨が生かされるような運用という事について、知事なり市町村長に対してこの法律が通過するに当たっての具体的な措置がとられますか。

○農政府委員 これはただいま申し上げましたように運用面で十分な意見の聴取、調整を行って、いずれにしても円滑な実施が図られなければなりませんから、そういう措置を講ずるということをお約束申し上げたいと思っております。

○滝沢委員 話は違いますが、何か聞けば、猫は管轄する官庁がないんだってね。それで、しようがないから何か総務庁がというふうな事になつたとかならぬと聞いておられますが、猫の目農政といひますと農林省だし、猫ばばすれば警察だし、猫などで声ならば教育委員会かなんて思うのであります。ところがゴルフ場は、つくるときは許認可は林野庁であつたりなんかしますね。そして後で農薬を散布するということが非常に批判されているわけでありまして、そうしましたらこれはどこでしよう、厚生省でしようか、それともこれも農林省でしようか。そして、機具を買つてくる、機材を買つてくることになると通産省だとか、いろいろと言つておるようであります。このゴルフ場というのは大切なものであり、いいものであり、普及させるべきものであります。しかし、これを総括して指導ないしは、監督という言葉はどうか知りませんが、される官庁は一体ど

こですか。随分各官庁来ていたでいるのであります。私の方だとおっしゃる省庁はあります。か。つまり、ないのださうです。これではいいところ、ボールは行きませんよ。ちゃんとしていければ、ボールはみんないいところへ行つて……

○農政府委員 私どもの法案につきましては、これまで申上げておられますように、森林自体を維持しながらこれを有効に活用していくというのが基本的な考え方でございますので、その森林自体を維持するという保全の観点も十分考慮に入れていろいろの基準をつくつていこうとございまして、私どももいよいよか悪いかか申上げておるわけではございませんけれども、その基準に照らしまして、現在見られるような姿のものは想定されないのではないかというように考えておるところでございます。

○滝沢委員 私は頭が悪いものだから今の答弁はさっぱりわかりませんが、多くの先輩議員が聞いていらつしやいますから、おわかりならばそれで結構であります。私が申し上げたいことは、総量規制とか技術的基準とかおっしゃつておられますけれども、そういうしやくし定規なことに実際はいかぬのではないかと申すのであります。全体のうちの何%かは更地にしていいよ、そして、その中で芝生等を植えたような、草が生えておるような状態は何%でいいよ、そこに家を建てるならばその

大きさは幾ら、これは高さもあるのでしょうか、いろいろそういうことがきちんと機械的にできない、結局はあちらこちらで、いやこれは少しオーバーなんだけれども仕方ないでしよう、いやきつとだめだと言ふだけけれども先生ひとつそのところをお願ひいたしませんで言われとお話に参加したりして、結局はこれだんだん摩滅していくことだと私は思う。どうして林野庁はこういうみずから縛るようなことをされるのでしよう。これは長くお話しすると時間がなくなりまして、自縛自縛というのを言うのですが、いかがなものでしょうか。どうせ弾力的になりまして、ならば、弾力的に今おっしゃつておいた方がいいのではないかと私は思うのですが、いかがですか。

○農政府委員 御意見としてはわかる面があるわけでございますが、森林の保全を図つていく上で関係の行政機関、これは私どもだけではございませぬ、県でございませぬとか町村でございませぬと、そういうものが一つの物差しを持つて当たる必要があろう。さらに、実際に担保しようとする森林の機能について実際にこれを利用される関係者の皆さんも、これがどういう運用になるものか、はつきりしたものが必要であるということもございまして、客観的な物差しがどうしても要求されてくるのではないと思つて、これを實際に当てはめていきます場合に、専門的な知見から出てきたものでございませぬから、これで私どもとしては的確な眼りのないものであるといふふうには思つておりますけれども、おっしゃいますように、個々具体的に当てはめてみて、ここはどうする、あれはどうするといふような問題が将来生じてくるということにつきましては、これはまた確かに個別個別にいろいろ考えていかなければならないという点はございませぬ、仮にこういう物差しがございませぬと非常に野方図なものになりかねない、これを決めない場合の弊害と申しますか、心配される事態が余りにも大きいのではないかと、このように考えられるところでございます。

○滝沢委員 ですから私は非常に苦労されていると思うのです。苦労することを苦肉の策というのじゃないのです。羊頭を掲げて狗肉を売るというのですからうそをつくことですよ。うそをつく気でつくるのじゃないのだけれども、結果としてうそになればそういうことなんだと思つてよ。ですから私は、この法が施行されて五年後、今みずから定められようとしていく各種の規制が、一〇〇%そのとおり日本じゅう行われていくということとは絶対にない。これは必ず摩滅し、そして後で基準の改正をお願ひしますが、なりませんか。

○農政府委員 私どもとしては、現時点ではそのようには考えておりませぬ。ベストのものとして法案並びにその基準を御提案しているつもりでございます。

○滝沢委員 それは提案するのですからそう思うほかないし、そう言うほかないでしよう。ただ、そういう心配をいささかもしてらつしやいませぬかと言ふのです。

○農政府委員 御注意の点は十分頭に置いて、今後の運用上考えてまいりたいと思つております。

○滝沢委員 総量規制という考え方と技術基準という考え方が細かく入れ合つておるものですか、繰り返しますが、この法によつて森林を利用していろいろのなことをなそうといふものにとつては、これはいわば非常に邪魔になることだらうと思つて、私は先ほど申しましたが、役所みみずからがこの基準を破らざるを得ない羽目になりませぬか。そう考えたことはありませぬか。役所みみずからがというの、あなたじゃありませんよ、さつきお呼びつておりました各官庁等が森林を使われる状況になるときに、そういうことになりませぬか。もちろん、これはいわゆる施設計画の中に入つてないから別だとおっしゃればそのとおりであります。しかし結果として、力の強い者が山を大規模に切ることでもできる、開発することでもできる、弱い者が今御提案されている細かい規制によつて排除される。その結果は、これは旅館

であつてホテルではありませぬ。な話になるならば、私はいけないことだと思ふのでありますから申し上げておきます。いかがですか。

○農政府委員 私どもとしては、そのようなことにならないように最大限努力をさせていたたくということだと思ひます。ただ、せつかくの御注意は十分念頭に置いてやつてまいりたいと思ひます。

○滝沢委員 今大きな神社仏閣が何かにいきますと、こんなに太い柱がある。どこの山から切り出したのかなと思つてさつとみることも冷たい。これはセメントだつたというふうなことがありますよ。ところが、この計画の細かいところをおおひしたら、何か建物を建てる時は木造なんだつてね。しかし、木造と、限りなく木造に近い、いわゆる木造にあらざるもの。私のところは会津漆器であります。会津の漆器なんかも木とプラスチックの境というものが非常に複雑微妙なもので、どまてが木でどまてがプラスチックなのか、何%がどうか、いろいろと難しい議論をしてるのであります。通産省がやかましくこれを言つておられるのですが、実はそんなふうにかめ場面が多々あるわけでございます。ところが、限りなく木に近い、木にあらざるものがあらわれてきた場合はどう対処されますか。

○農政府委員 ただいまのお話は、森林保健施設として整備する建物その他の構造物について、私どもは、でき得べくんば木造が望ましい、やはり自然の中で自然と調和したものであることが望ましいわけでございますので、そういう方針で指導してまいりたいと思ひます。

ただ、この点につきましては、この法案におきますいわゆる基準としてきちきちと決めていくということにはなじまない。森林の保全でございますか、その機能を低下させないといった観点からはどうしても基準というふうなことを考えなければならぬというところでございまして、今この点につきましては望ましいラインとして

指導していくということでございますから、御指摘のような木造とそうでないものとの違いとか、これは現実にあると思ひます。また、木造でないものとの組み合わせというものも一概に悪いものだということでもないと思ひますので、そこはやはり現実の計画の中で、あるいは現地感覚の中でのいろいろ関係者に御判断していただく分野ではないかと考えられます。

○滝沢委員 建造物等の色彩の方はどういうふうにお考えですか。そして、今議論しておりますことは、規則ではない、指導基準、指導原理、何か知りませんが、これは何でそういうふうなことを表示されるのですか。

○農政府委員 色彩につきましては、これをどういうものにするべきか難しい面もあるわけでございますが、ただいま申し上げましたように、自然との調和でございますか現地においての感覚上どうかといったことも含めまして適切な色彩が使われることが望ましい、そういう指導、場合によればそういう趣旨を傳達に書き込む、こういうような事柄ではないかと思ひます。

○滝沢委員 その指導と監督はいしは許可みたいなことははたがやるのですか。これはまことにいいものだ、これはどうもだめだというのははたが言うのですか。

○農政府委員 私どもが方針を示すということをしていただかしまして、具体的な運用は、地域森林計画の変更なり森林施設計画の認定なり、こういったことは都道府県の知事さんにお願ひするということでございますので、指導の主体といたしましては知事さんのところで、具体的には関係者の皆様方の意見も伺いながら適切な指導を加えていただくということにならうかと思ひます。

○滝沢委員 役所が許可していろいろと施設をつくり、かつ営業等をせしめる場合に、これは何もこのことだけではありませぬよ、一般論としてありますことは、そういうことで許可してやつただけけれども、三年後、五年後、十年後になつてみたらすつかり内容が変わつていたということ

もありません。そういう意味では、私は、今回のことに対する監督といふか指導といふことは極めて力弱きものであるというふうな思ふものでありますからお伺ひしますが、計画をしたときと同じような営業といふかそういう内容が変わつてきた、あるいはいつの間にかペンキが塗りかえられた、あるいはまたいつの間にかというふうなことがありやせんかと思ふのであります。いわゆるアフターサービスかアフター監督か知りませぬけれども、そこら辺はどうなりますか。

(笹山委員長代理退席 委員長着席)
○農政府委員 確かに、その計画を始めるときは基準あるいは望ましいラインに合致していただけれども年月を経るに従つていろいろ改造が加えられたか、こういうことは大いにあり得ることだと思ひます。その中でも、今回の認定の必須的な基準とされておられます事項にかかわるものにつきましては、当初の姿と違つたものになるというところは許されぬ。もしそうでなければ認定されなかつた、こういうような事柄になりますので、こういったことについては、引き続き保安林の巡回でございますか県の日ごろの一般的な指導なりを通じて、その辺はチェックと申しますか、そうでないような指導を加えていく必要があると思つております。

ただ、そういう強行的と申しますか、必須的なものでない分野でいろいろ変わつていくというふうなことも考えられるわけでございますけれども、そういう面につきましては、この施設自体が地元の方々の総意の中から意見が取りまとめられて生まれ、運用されていくというところに本旨があるわけでございますので、地元の住民の方々、公共団体なり森林組合なり当然お入りになつていただかぬのがよろしいかと思ひますけれども、全体の総意の中でやはりいい姿を守つていこう、こういうような動きに御期待を申し上げます。

○滝沢委員 時間が来ましたのでありますが、これは厳しい監督のもとに行われるものですなわ

なか守れないことでもあります。これはだれがそんな、パトロールか警らか監督か知りませぬけれども、通常見回つて、君のところはいつの間にかこんなにしたんだ、許可とは違ふよというふうなことをする職員等がいるのですか。それらのものがなければ、今おっしゃるようなことは、市町村が、森林組合がなつたつて、これは全く空気に防波堤になつてくれみたいな話になるんじゃないかと思ふのですけれども、いかがですか。

○農政府委員 これは必ずしも十分とは言えないかもしれませんが、森林パトロール、特に保安林を中心としたそういう一種の監視体制と申しますか指導体制、これは私ども予算措置をして現在行つております。

○滝沢委員 今議論しておりますあたりは非常に細かいことであり、かつこの法の生きるか死ぬるかという分岐点でもあると存じまして、一つの問題を提起させておいていただきます。いろいろと長時間にわたつてまいりましたので、ござい

委員長、ありがとうございます。大臣初め各省庁の政府委員の皆さん、御苦労さまでした。

○近藤委員長 次に、山原健二郎君。

○山原委員 私はこの法案審議に当たりまして、県会議員をしておりました当時、自民党の長老議員が山を培わない国は滅びるぞということをしはば言ひまして、その培うという言葉が非常に私の印象として残つておられるわけ。それはもう二十五年も前のことであるけれども、以来日本の森林、林業の荒廃というのを見ましたときに、この人も故人になつておられますけれども、感無量の感じがするわけです。それからもう一つ、今滝沢委員がおっしゃつた懸念、観点は私と違ひますけれども、この懸念はまさに私の質問の基礎になつておるものでございまして、その点で御答弁をいただきたいと思ひます。

最初に法案に即して伺ひたいのですが、まずこの法案の目的、基本的な考え方ですね。リゾート法の場合は、国民の福祉向上並びに国土及び国民

安林の場合は保安林の解除、国有林でございますから開発許可という事はございませぬけれども、そういったこれまでの手続はこれまでどおりとられるという事でございまして、その点、国有林、民有林だからどうこうという問題ではございません。

○山原委員 その点、もうちょっと。ヒューマン・グリーン・プランの実績を見てみますと、四十四カ所で面積百二十五ヘクタール、そのうちゴルフ場が一カ所で面積六十二ヘクタールですね。そこで、今おっしゃったこれらの森林保健施設

の設置によって森林の保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないようにするというわけですが、それはどこで担保されるか、どこで保障されるのかという事で法案を見ますと、これは一つは総量規制ですね。それからもう一つは、今論議

されておりました技術的基準というふうになるわけですが、総量規制を設けると言われますけれども、対象森林面積が広くなればなるほど整備できる施設面積が大きくなることになると思います。したがって、これは果たして歯どめになるのかどうか、この点が一つです。省令で予定されている

裸地状態利用については一割以内というふうなことがあるわけですが、これはそういう意味ではきちつとした歯どめになるのでしょうか。

○農政府委員 もともとこの総量規制と言われるものの趣旨でございませぬけれども、施設の整備がかなり大面積になってまいりますと、森林と一体であり、またその機能を損なわないといった観点から見まして支障が生じてくるという事は容易に考えられるわけですが、そういうこととがなないように、森林と森林性を保つていく上でそれを確実に担保する基準として適切な基準をつくる必要があるわけでございます。そこで、森林保健施設を設置するがために何がしても森林としての機能は低下するわけですが、それは最小限に抑える、また、その低下分は森林の適切な施業によって十分回復可能である、こういうも

のとして設定する考えでございます。ただ、御指摘ございましたように、それが非常に大きな面積にわたりますと、分母が大きくなるから分子の面積も大きくなるというふうなことでよく御指摘を受ける点でもございませぬけれども、それは一カ所に大規模なものが集中してしまつて不都合になるのではないかと御心配でございます。当然それは避けなければならぬということでございますので、私も考えておりますのは、そういった対象森林面積が大規模にわたつて施設が特定の流域に集中しないように、下流域の集落等の分布状況にも十分配慮をいたしまして、小流域ごとにこれを適用していく必要があると思っております。総量規制においてはそういったことを決めて、御心配のないようにしてまいりたいと考えております。

○山原委員 総量規制の問題と、同時に技術的指導基準の問題ですね。これは省令にゆだねられるわけでございますが、その基準に基づく施設整備ならば対象森林の自然環境を損なわないとする、いわゆる経験上のデータとか科学的な根拠が必要だろうと思ひますが、そのようなことは検討されているのでしょうか。

○農政府委員 そもそも森林保健施設というものが、法律上明記されておりますように森林の現に有している諸機能に著しい支障を及ぼすものではない、こういうものとされておるわけでございます。それを担保するために必要な総量規制なりただいま御質問の技術的基準を定める、こういう体系になっております。したがって、この基準が客観的に森林の公益的な機能が確保される上で必要十分なものである必要があるわけでございます。そういった観点で、今私ども、その道の専門家でございます大学の先生とか研究者の方々、いわゆる学識経験者で技術基準の研究会を開いていただきまして慎重な検討を行つていただいております。一々その具体的な内容を申し上げてもよろしゅうございませぬけれども、いずれにしても現在におきます学問的と申しますか技術的な知

見の上に立ちまして、必要十分なものとして客観的な科学的な根拠のあるものとしてこれは決めてまいりたいと思ひます。○山原委員 学識経験者による中間報告、その点が本場に妥当なものであるかという点で専門的な検討が必要だと私は思ひます。同時に、省令委任事項でございまして、国会の審議とか承認なしに変更改正なしに通達でどんどん緩和されていくという経験をしていられるわけでございます。その点では懸念が残ると思ひます。

次に、本法の七条、八条の特別措置について、特に八条の保安林における制限の特例について伺いたいのですが、現行森林法の第三十四条では保安林における制限を大々しく定めております。原則的には、知事の許可なく、一、立木の伐採、二、土地の形質変更行為を禁じ、また伐採後の植栽義務を定めているわけですね。これが本法案の特例によって保健機能増進区域に認定されれば、この制限を受けず森林保健施設をつくるための保安林伐採、開発ができるということになるわけですね。林野庁側では、森林保健施設設置について知事が認定する事で重複を避けたと説明をされるわけですが、けれども、現行の森林法では、こうした規模の保安林開発は本来知事の許可ではなくて、保安林の解除手続をとらなければできないのではないかと。テニスコートや宿泊施設など造成、建設するとすれば、そこは実態として保安林ではなくなる。それを知事の認定で開発可能にし、植栽義務を免除するというのは規制の緩和ではないかと思ひますが、これは規制緩和ではありませんか。

○農政府委員 この森林保健施設の設置に当たりましては、先ほど申し上げましたように厳格な基準に基づいてこれが初めて認定されるということでございます。森林の保全と両立する限度で許されるものでございます。これが手続から申しましても知事がこれを認定するという事で担保されておるわけでございます。その場合に、三十四

も、同様これは知事が判断をして許可をするという事でございませぬので、今申し上げた森林保健施設として適格であるという認定を行いました。場合には、同じ判断が既になされておるといふこととございまして、二重許可防止の観点からそういった保安林内における許可は不要ということにしておるものでございまして、決して規制の緩和ということではございません。なお、ただいまお触れになりました中で保安林の解除ということがございましたけれども、これは三十四条の許可とはまた全く別物でございます。保安林を保安林でなくす、森林でなくす、いわゆる開発のための転用、こういうようなケースでございます。こういった場合は、確かに同じレクリエーション施設、スポーツ施設といつても極めて大規模なものについてはそのような形で設置をされるという事でございませぬ。これはこれまでどおりその解除の手続で行う必要があるという事でございませぬ。したがって、念のため申し上げますと、この森林施設計画の認定というものが保安林の指定の解除に代替するものではなくて、保安林の指定の解除は今までもどおりあるわけでありまして、三十四条の立木伐採の許可とかそういうものは二重手続防止の上で不要とする、これに代替する、こういう関係になるわけでございます。

○委員長退席、柳沢委員長代理着席

○山原委員 この法案における森林とは、森林法に規定する森林と同じであると定義をされております。森林法に言う森林とは、一つは「木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」、二つ目は「前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」と規定をされております。テニスコートや宿泊施設や食堂など、明らかにこの定義からははみ出すと思われるのですが、それを保安林イコール森林とするならば、森林の定義の改正の必要が出てくるのではないかと思ひますが、この点はどういうふうな解釈をされてお

りませぬか。

○建設委員 森林の定義はたゞいまお述べになつたとおりでございます。どういふことかと申しますと、集団的な概念で木竹の生育に供されておる一まとまりの森林について、それが森林である、こういうことでございます。したがって、その森林性を失わない範囲でその中における一定の限られた規模の施設整備を行うという事は、その一団の一まとまりの森林の中において一体となつて森林として定義をされるというふうな考えをしております。ただ、もちろんその施設そのものをとらえまして、テニスコートでありますとかほかのどんな施設にいたしましたとしても、その施設の用に専ら供されるということになりますと、それは当然その用途に応じた地目ということになるわけでございますけれども、それはこの定義の上でも、例えば農地とか宅地とかいふものとは別である、こういうことも触れられておるところでございます。そして、結論的に申しますと、森林性を失わない範囲で設置された施設もいわばのみ込んだ形で一団の森林というものが定義されておるといふふうにお考えいただきたいと思ひます。

○山原委員 ちよつと納得しませんが、時間的關係で先へ進みたいと思ひます。リゾート法あるいは国有林にかかわるヒューマン・グリーン・プランにおいても、民間事業者の能力の活用ということが重視されております。本特別措置法案に基づく事業について、森林組合員などのほかに、森林保健施設の整備、運営について経験あるいはノ・ハウの蓄積のある民間事業者が積極的に参加し得ると思ひますが、その点はどうか。また、行政側といたしまして、それを積極的に推進するつもりなのかどうか。この点を簡明に答えてください。

○建設委員 保健森林の運営等に、民間資本とおつしやいましたが、大いに関与して行くのではないかと、こういう御指摘かと思ひます。これは現状を見ますとそういう例はないわけではございませんけれども、そんなに多くはないように思ひます。と申しますのは、やはり地元におきまして森林組合とか森林所有者等が中心となつてこれをやつていこうということが、何と云つてもベースになつております。これからのそういうことであると思ひます。でございますから、もちろん地元の総意によつて民間資本なりを導入するというのを否定するものではありません。んけれども、主流といたしまして地元の方々の主体性のもとにこれが行われていくというふうな方向で思つておられますし、また、そういう方向で地方公共団体なり、森林組合なりの積極的な参加を促してまいりたいと思ひます。

○山原委員 この法案についてちよつと私の感想を申したいのですが、一九七〇年代、列島改造政策が進められた当時は、国や地方自治体によつて乱開発を規制するための措置がともかく曲がりなりにも整備されておつたと思つたのです。例えば投機的な土地保有を抑えるための特別土地保有税、あるいは林地開発を規制するために森林法を改正して林地開発許可制度などが創設されました。県レベルでは、ゴルフ場設置申請を一時凍結するなどの規制もとられたわけですね。ところが、いわゆるリゾート法の制定以降、大規模リゾート開発が次々と計画、推進されております。これらのリゾート構想につきまのゴルフ場は第三次ブームに入つたと言われておりますが、日経新聞の本年の六月の報道によりますと、既存のゴルフ場は千六百十九、建設、計画を含む八八年末の総数は、前年よりもさらに二百四十一カ所ふえまして二千四百八十五カ所になると報道されております。農水省が昨年の六月にゴルフ場建設を目的とした農地転用の許可規制を計画地のおおむね二割から五割未満にするなど、さまざまな規制緩和措置がとられておるわけですね。

○建設委員 保健全森林の運営等に、民間資本とおつしやいましたが、大いに関与して行くのではないかと、こういう御指摘かと思ひます。これは現状を見ますとそういう例はないわけではございませんけれども、そんなに多くはないように思ひます。と申しますのは、やはり地元におきまして森林組合とか森林所有者等が中心となつてこれをやつていこうということが、何と云つてもベースになつております。これからのそういうことであると思ひます。でございますから、もちろん地元

自然環境破壊あるいは開発に伴う土地投機、地価高騰などを懸念する声が強まっております。農山村では考えられないような地価高騰で、農業や林業をやつていくことがばかしくなるような状態さえ生じていることもマスコミで報道されているわけですね。私はここへ、NHKのテレビの「おはようジャーナル シリーズ・リゾート地はいま……」の取材の、これは日本評論社からNHKテレビを基礎にしたものが出ておりますけれども、かなり深刻なものがあるわけですね。よかれと思つて法律がつくられても、それが幾らか年月がたつていくと全く違つた様相が出てくるというのを考えますと、これらの法案についてはやはり慎重な態度をとるべきであるというふうな思ひます。そして、その基礎に日本の林業が今日のような荒廃をさせられてきた問題があるわけですね、このところには大きく目を向けたい、これはどうにもならないという事態がさらに深化して行くのではないかと心配しております。西ドイツの場合はアルプスの山岳農業と都市の結合というふうな、いわゆる企業がリゾートをどんどん進めていくのではなくて、山岳農業というものを振興させていくという観点から、都市と農業との結合といふか、そういう一定の教訓もある時代でございますから、そういう意味で私は、本日に日本の林業をどう発展させようかということが、この機会に本格的に論議される必要があるのではないかと、このように思ひます。

いまま少時間が残つておりますので、きょう、私も森林連連という超党派の議員連盟の一員でございますが、これは丹羽兵助議員が会長をしておりますが、「日本の森林の復元を求めた決議」を今度、山林振興連盟へ提出をすることになりまして、その決議案が今戻つてきたところですね、その中に、「しかし、いまの日本の森林は荒廃しつつあり、や木材関連産業も経営が成り立たなくなつてしまふ。これはその中の一部でございますけれども、本日に今日の事態の根源に対して指摘をしておると思ひます、私もこの決議に賛意を表明しているわけでございますが、今度アメリカ政府の包括通商法スパー三〇一条、これによりまして適用品目に日本の木材製品を指定いたしました。米通

商代表部が日本の木材製品市場に貿易障害があると認定したわけですね。その認定した理由は、林野庁長官、あるいは農水大臣でも結構ですが、どういふふうな把握されておられますか。

○建設委員 アメリカがスパー三〇一条に基づく優先慣行、これはアメリカが貿易自由化を求めていく上で優先的に取り上げる他国の貿易慣行ということでございますが、優先慣行を認定した。その際、その慣行の除去によつてアメリカの輸出が増大する可能性のあるものを選定したということが先方の発表しておるところでございます。なぜかというお尋ねでございますが、私どもとしては、これまでの経緯あるいは輸入の実態等からいたしまして合点がいかないわけでございますが、先方としては、認定に先立ちまして関係者の意見聴取等が行われた際に、木材関係業界あるいはアメリカの北西部を中心とする関係議員等から、木材製品の輸出拡大を図るために林産物を取り上げろ、こういうふうな強い要求があつたという事は承知しております。

○山原委員 今回の米側の態度というのは本当に理不尽だと思ひます。我が国の木材市場開放問題では、一九八六年の日米協議に基づきまして二度にわたつて関税の引き下げを実施したわけですね。一五%ないし二〇%だったものを、現在一〇%ないし一五%の水準に引き下げをしまして、また一昨年には建築基準法まで変えて、いわゆる準防火地域での木造三階建て住宅建築を認める措置をとるなど、米国の要求はのんびりしたはずですね。その結果、米国の対日木材製品輸出額は二億六千六百万ドルであつたものが、八八年には七億九千九百万ドル、二倍以上に増加しております。さらに、木材製品の関税水準が我が国よりアメリカの方が高くなつておるわけですね。例えば米国の針葉樹合板の関税率は最高二〇%程度の水準になつておると思ひます。また、この間の米国から木材製品輸入急増のもとで日本の製材、合板会

社が相当数倒産に追い込まれているという実情が出ておりまして、これは御承知のように、今回の問題について業界四団体が意見書を出しており、その中には、この二年間の我が国の製材、合板工場の倒産は実に六百七十九工場、こういうふうになっているわけでございます。こういう状況であるにかかわらず、さらにもう一つ譲歩せよ、もう一つ譲歩せよ、まさに根元まで譲歩せよと言わなければならないアメリカの要求はまさに理不尽なものと言わざるを得ません。

そういう意味で、木材資源の大規模な海外依存姿勢の転換を図るべきだと私は思いますが、この深刻な事態について林野庁としてはどういうお考えを持っておりますか。

○農政委員 今、国内の林業が資源の造成過程にあるということもございまして、外材の輸入が七割を占める、こういう需給事情にあることも事実でございます。しかしまた一方、山村の過疎化、老齢化といったものの中で大変厳しい状況に置かれておるといふ実態もございまして、そういうことを踏まえまして、私どもとしては、国内におきます一千万ヘクタールに及ぶ森林資源が二十世紀に本当に国産材時代を迎えられるような体制整備を今から鋭意充実強化していくということをご希望を、諸般の林業政策に力を注いでおるところでございます。

○山原委員 最後に大臣に御見解を伺って私の質問を終わりたいと思っておりますが、木材市場の開放が進む中で我が国の林業は本場に窮地に追い込まれて、山村は過疎化など疲弊に苦しんでまいりました。最初に私は、山を培うことを忘れた国は滅びるといふ言葉を使つたわけでありましたけれども、二十五、六年前、当時はまだよかつたのですよ、それからもう次第に悪くなつてしまつて、宝の山が目の前にあるのに貧乏しなければならぬ、間伐をする人もいないという状態に追い込まれてしまつて、その中で、せめて外材の入る率を減らしてもらいたいというのが当時の林業に携わる人たちの切実な要求であつたことは、皆さんもう御承知の

とおりです。ところがやはりそれが深化している。このところの政策上の切りかえなしに山村活性化と言つても、そんなに説得力はないのではないかとふうに私は思っていますね。

だから、よかれと思つてやつたことが、結果、年月がたつてみると全く違つた状況に陥る、深刻な事態が生ずるわけですね。しかも今、御承知のように地球的環境問題がクローズアップされまして、世界の事態がどうなるかわからない。しかも日本は海外へ行つてどんどん木を切りまくつて、二十年前にアマゾンに行つたときに、あそこで日本の商社がアマゾンのジャングルをどんどん切つている姿を見て、あの国の人たちが、日本の商社が一体何を考へているんだらうか、このアマゾンのジャングルで地球の六分の一の酸素を生み出して、今やこれはアマゾンだけでなくて、ニュージーナ、ボルネオを初め、一帯でそういうことが行われていて、そして国内の林業はどんどん落ち込んでいて、そしてこの事態を、農林大臣も本場に深刻に受けとめておられると私は思っています。その意味で、この事態についての農水大臣としての御見解をお伺いしまして、私の質問を終わりたいと思

います。よろしくお願ひします。

○鹿野国務大臣 やはり国民全体で国内産の重要性というものもこれもまた認識をしていかなければならない。同時に、今林野庁長官から申し上げましたとおり、二十一世紀には国内産の一千万ヘクタールの人工林も主伐期を迎えるわけでございますから、そういう中で国内産に対して供給できるようなしつかりとした体制を組んでいくことが大事なことだ、このように考へているところであります。

○山原委員 時間がありますけれども、これで終わります。

○近藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○近藤委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。鳩山由紀夫君。

○鳩山由紀夫委員 私は、自由民主党を代表して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法案について賛成の討論を行うものであります。近年、物の豊かさに加へ、心の豊かさ、ゆとりある生活が求められております。また、みどりの日制定にも見られますように、国民の緑あふれる森林への関心は高くなつております。都市住民は、森林浴に代表されるように、森林に触れ、森林に親しみたいという強い期待を持っております。村の側からは、保健休養の場としての森林を整備し、都市と山村の積極的交流、都市住民の林業への理解と協力等を通じて林業、山村の活性化を図ることについて強い要望があります。関係団体からも、地域の創意工夫のもとに保健休養の場としての森林の利用が促進されるよう、法制度における位置づけの明確化、保健休養の場を整備していく上での円滑な合意形成の手法の確立、手続の円滑化等について要望がなされておるところであります。また、森林の保全と両立する施設整備のためのルールづくりも重要となっております。

本法案は、以上のような国民の林業、森林に対する新しいニーズに応じつつ、山村地域の活性化を図るため、保健休養の場に適した森林について、その保全と両立する利用の促進を目的とするものであります。

すなわち、本法案においては、林業関係者の間に定着している森林施設計画を中心とした森林計画制度を活用することにより、地域森林所有者の主体性のもとに、森林施設と施設整備の計画的かつ一体的推進の確保、森林所有者の合意形成の手法の確立等が図られるようになっております。

また、本法案においては、森林保全のための措置として、森林の諸機能に著しい支障を及ぼさない施設整備の基準が明確になつておるとともに、

認定された計画に反する施設整備等の場合には原形復旧命令等森林法の監督権限が行使できるようになつており、森林保全にも十分な配慮がなされております。

以上申し述べましたように、本法案が早急に成立し所要の措置が講じられることが、山村地域を活性化し、均衡ある地域経済社会の発展を図る上で不可欠のものと考えられますので、本法案に賛意を表しまして私の討論といたします。(拍手)

○近藤委員長 次に、藤田スミ君。

○藤田委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法案に対し反対の討論を行います。

我が党は、従来から、国公有林中心にスポーツ、レクリエーション施設などを適切な規模で設置し、活用することを提唱しており、森林の教育的、文化的活用そのものに反対するものではありません。そして、それは現行法で可能であります。また他方、森林が地球の生物資源、環境、気候、災害に及ぼす役割、影響は大きく、森林の喪失、破壊をどう最小限に食い止めるかということが、今日最も問われている課題であります。

このようなき、本法案の最大の問題点は、保健機能の増進を図ることを名目に保安林の解除手続なしに保安林区域内の開発行為を認める点であります。指定解除の統制もなしに開発が認められ、また伐採後の植栽の義務も免除することは、森林の荒廃を招くばかりか、保安林行政を形骸化するものと言わざるを得ません。

第二の問題点は、列島改造のとき、その乱開発を食い止めるために創設された林地開発許可制度を骨抜きにする点であります。

法案の質疑で明らかになつたように、従来地域森林計画の対象となつていない一ヘクタール以上の民有林の開発には都道府県知事の許可を必要としていたものを、保健施設を整備する場合は適用除外としております。保健施設を森林の規模は三十ヘクタール以上、保健施設開発面積はその最大三〇％でありますから、これだけの開発が都道府県知事

の許可なく行われることになり、この規制措置を骨抜きにするものであります。また、省令により将来この開発面積が拡大する可能性もあり、まさに森林の乱開発を促進するものであります。

第三に、現在の保安林制度においては、保安林の解除に際しては、利害関係人がそれに異議のあるときは意見書の提出、公開の聴聞を行うことができるだけでなく、解除に際して開かれる森林審議会の内容についても情報公開によってその内容がわかるなど、関係者に対する配慮があります。しかし今回の法案では、総面積の三〇%もの開発が認められても、保安林の範囲内ということで見書も出せない、聴聞も開けないなど、住民の側から乱開発抑制の手段を奪うものとなっております。

今、緑を守る世論、住民運動が高まっているときに、この法案は明らかにそれに逆行していると言わざるを得ません。

最後に、この法案は、日経連が八八年三月に行革審に出した要望書でも明らかのように、一、保安林内の林地開発にかかわる手続の簡素化、二、森林施業計画制度の弾力的運用といった財界の要望にこたえり、三、開発を推し進める法案であることを指摘して、私の反対討論を終わります。

○近藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○近藤委員長 これより採決に入ります。第百十四回国会、内閣提出、森林の保健機能の増進に関する特別措置法案について採決いたします。

○近藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○近藤委員長 この際、本案に対し、柳沢伯夫君

外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されており、

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。串原義直君。

○串原委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

森林の保健機能の増進に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、森林・林業の置かれている厳しい状況を踏まえ、林業活性化のため林政各般にわたる積極的な施策の推進を図るとともに、本法が、森林の保健機能の増進に対する国民の要請に積極的に対応し、これを通じ林業・山村の活性化に資することを目的としていることにかんがみ、その施行に当たっては、左記事項について遺憾なきを期すべきである。

一 森林の保健機能を増進するに当たっては、森林の乱開発につながることをないよう、自然環境の保全に十分配慮し、森林の諸機能との調和を旨とした実施に万全を期すること。

二 保健機能森林の設定に当たっては、地域の意向が反映されたものとなるよう指導すること。

また、比較的規模の大きい森林保健施設の整備を内容とする森林施業計画について都道府県知事が認定を求められた時は、必要に応じて、都道府県森林審議会の意見を聴く等、関係者の意向を充分反映させて認定するよう指導すること。

さらに、保健機能の場として整備を進めるに当たっては、都市と山村の交流、就業機会の増大等地域の活性化に資するものとなるよう指導すること。

○近藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

う指導すること。

三 森林保健機能増進計画の認定に係る総量規制及び技術基準については、小流域毎に適用することをはじめ、国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全等の森林の諸機能に支障を及ぼさないものとなるよう適切な策定を行うとともに、同計画の認定に当たっては、厳正な審査が行われるよう指導の徹底に遺憾なきを期すること。

四 森林組合、地方公共団体等による森林の保健機能の増進の円滑な推進を図るため、関連予算の確保等に努めること。

五 森林の保健機能の増進のための担い手として期待される森林組合系統が積極的な参画を行うよう指導に努めること。

六 森林保健施設の管理に当たっては、施設排水、土砂流出、農薬過剰使用などによる環境汚染などの防止にも十全を期すること。

七 国有林野は公益的機能の十全の発揮に努め、保健機能の増進のための活用にあたっては、国有林野事業の管理運営との適切な調整を図るものとする。

八 森林の有する公益的機能の維持・増進、秩序ある森林開発の確保等のため、保安林制度及び林地開発許可制度の運用についても遺憾なきを期すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○近藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

柳沢伯夫君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○近藤委員長 起立多数。よって、本案に対し、

附帯決議を付すことに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。鹿野農林水産大臣。

○鹿野國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと思っております。

○近藤委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○近藤委員長 次に、第百十四回国会、内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。鹿野農林水産大臣。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○鹿野國務大臣 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、公的年金制度の一元化へ向けての条件整備の一環として、他の共済年金各制度と

同様に、農林漁業団体職員共済組合制度について、農林漁業団体の役員等の老後保障等の充実に資するよう給付の改善を図る等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林漁業団体職員共済組合制度に基づき給付する年金につきましては、平成元年十月から、標準給与の再評価、定額単価の引き上げ等を行うことにより、その給付水準を引き上げることとしております。

第二に、本制度による年金額の物価スライドにつきましましては、最近における消費者物価の安定的推移等にかんがみ、これを平成二年度から完全自動物価スライド制に改めることとしてしております。

第三に、組合員である間に支給する年金につきましましては、従来、標準給与の高低に応じて三段階であった支給割合を、五段階に改めることとしてしております。

第四に、年金の支給期月につきましましては、従来の年四期を、年六期に改めることとしてしております。

第五に、平成元年度における年金額につきましましては、物価スライドの特例措置として、昭和六十三年の消費者物価の対前年上昇率を基準として、四月分以後の年金額を改定することとしてしております。

最後に、今回の制度改正の施行期日につきましては、平成元年度における物価スライドの特例措置は公布の日と、その他の措置は平成元年十月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○近藤委員長 次に、補足説明を聴取いたします。塩飽経済局長。

○塩飽政府委員 農林漁業団体職員共済組合法等

の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

第一は、年金の給付水準の引き上げについてであります。

年金額のうち給与比例部分につきましては、その算定の基礎となる標準給与の月額を再評価することとしております。この場合、再評価率といたしましては、すべての被用者年金制度における組合員及び被保険者の給与の上昇率を勘案した率を用いることとしております。

また、年金額のうち定額部分につきましましては、基礎的消費支出の増大等に即して、基礎年金の額の引き上げに準じた額の引き上げ等を行うこととしてしております。

なお、これらの措置による給付水準の引き上げは、平成元年十月から実施することとしてしております。

第二は、年金額の完全自動物価スライド制の導入についてであります。

年金額の改定につきましては、消費者物価の変動率が五%を超えた場合に限り政令により自動的に行うこととなっておりますが、最近における消費者物価の安定的推移等にかんがみ、平成二年四月分以後、消費者物価の変動率を基準として、政令により自動的に年金額の改定を行うこととしてしております。

第三は、組合員である間の年金の支給の改善についてであります。

組合員である間の年金の支給割合につきましましては、その組合員の標準給与の等級の高低に応じて二割、五割及び八割の三段階となっておりますが、よりきめ細かな給付対応を行うため、二割、三・五割、五割、六・五割及び八割の五段階に改めることとしております。

第四は、年金の支給期月の変更についてであり

ます。

年金の支給期月につきましては、二月、五月、八月及び十一月の年四期となっておりますが、受給者の便宜を考慮して、二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の年六期に改めることとしてしております。

第五は、平成元年度における物価スライドの特例措置についてであります。

平成元年度におきましても、一昨年度及び昨年度に引き続き、年金額の実質的価値を維持するため、特例として昭和六十三年の消費者物価の対前年上昇率を基準として年金額の改定を行うこととしてしております。

なお、本改定措置は、平成元年四月分から九月分までについて行われるものであり、同年十月分からは、さきに申し述べました給付水準の引き上げを行うことになっております。また、平成二年四月分からは、さきに申しました完全自動物価スライド制により、年金額の自動改定を行うこととしてしております。

以上のほか、標準給与の等級の上限を従来の四十七万円までの二十八等級から五十三万円までの三十等級に改めること、農林漁業団体職員共済組

合の余裕金運用の具体的方法を政令に委任すること等所要の規定の整備を行うこととしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○近藤委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」及び「百分の九十五」を削る。

第二十条第一項の表中

| | | |
|-------|----------|------------|
| 第二十八級 | 四七〇、〇〇〇円 | 四五五、〇〇〇円以上 |
| 第二十九級 | 四七〇、〇〇〇円 | 四五五、〇〇〇円以上 |
| 第三十級 | 五〇〇、〇〇〇円 | 四八五、〇〇〇円未満 |
| | 五三〇、〇〇〇円 | 五一五、〇〇〇円未満 |
| | | 五二五、〇〇〇円以上 |

改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第四項又は第六項」を「第三項又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項」を「第三項」に、「第六項」を「第五項」に、「第八項」を「第七項」に改め、

同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とする。

第二十三条第四項中「五月、八月及び十一月の四期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に改める。

第三十八条第二項中「十八万円」を「十九万二千円」に、「六万円」を「六万四千円」に改める。

第三十八条の二第一項ただし書中「百分の五

十)を「百分の六十五、百分の五十、百分の三十五」に改める。

第四十二条第三項中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改め、同条第四項第一号中「三百四十万円」を「三百五十七万円」に改め、同項第二号中「二百十万円」を「二百二十万五千円」に改め、同項第三号中「百九十万円」を「百九十九万五千円」に改める。

第四十三条第二項中「十八万円」を「十九万二千円」に改める。

第四十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「受給権者」の下に「(当該障害共済年金の給付事由に係る障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)の受給権者であつて、病氣にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(当該障害共済年金の給付事由に係る傷病)の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第四十五条の第三項ただし書において同じ。)に係る初診日において組合員であつたものが、当該傷病により障害(障害等級の一級又は二級に該当しない程度)のものに限る。以下この項、第四十五条の第二項及び第四十五条の第三項ただし書において「その他障害」というの状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由に係る障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該障害共済年金の給付事由に係る障害の程度より増進した場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に依りて、そ

の障害共済年金の額を改定する。

第四十五条第一項中「障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当して支給されるものに限る」を「その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く」に改める。

第四十五条の二中「者を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 障害共済年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金を受ける権利を有する場合において、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の給付事由に係る障害の程度より増進したとき(当該併合された障害に係る同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害が第四十四条第二項の規定による障害共済年金の額の改定の事由に係るその他障害に該当するものであるときを除く。)は、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度に依りて、当該障害共済年金の額を改定する。

第四十五条の第三項中「百分の五十」を「百分の六十五、百分の五十、百分の三十五」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、その支給を停止された障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)の受給権者が病氣にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において組合員であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由に係る障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が、併合した障害とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

第四十五条の九中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

第四十七条第三項中「八十五万円」を「八十九万二千五百円」に改める。

第四十八条中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

第七十条第一項を次のように改める。

組合の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的にしななければならない。

第七十条第二項中「前項第五号の方法」を「前項の規定」に改め、「運用の業務」の下に「(政令で定めるものに限る。)」を加える。

第七十一条中「余裕金の運用その他を削る。」を「第八十二条中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

附則第八條第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改める。

附則第十四條第一項中「及び第四十一条を」を「第四十一条、第四十四条第二項、第四十五条の第二項及び第四十五条の第三項ただし書」に改め、同条第二項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に改める。

附則第十七條の次に次の一条を加える。

(平均標準給与月額)の改定

第十八條 昭和六十年九月以前の期間又は同年十月から平成元年三月までの期間であつて政令で定めるところにより区分された期間に係る組合員期間を有する者の平均標準給与月額を算定する場合においては、第二十一条中「各月における標準給与の月額」とあるのは、「各月における標準給与の月額(その月が附則第十八條に規定する政令で定めるところにより区分された期間に属するときは、その月における標準給与の月額にそれぞれ当該期間における標準報酬等平均額(全組合員(政令で

定める者を除く。以下この条において同じ。)

並びに厚生年金保険の全被保険者(政令で定める者を除くもの)とし、当該期間が昭和六十年三月以前の期間に係る期間であるときは、船員保険の全被保険者(政令で定める者を除く。)を含む。及び国民年金法第五條第一項第二号から第四号までに掲げる法律に基づく共済組合の全組合員(政令で定める者を除く。以下この条において同じ。)の標準給与の月額(厚生年金保険及び船員保険の被保険者にあつては厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に規定する標準報酬月額とし、国民年金法第五條第一項第二号に掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつては当該法律に規定する標準報酬月額(昭和六十一年三月以前の期間に係る当該月額については、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)に規定する標準給与の月額を政令で定めるところにより補正した額)とし、国民年金法第五條第一項第二号に掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつては当該法律に規定する給料の月額を政令で定めるところにより補正した額)とす。を平均した額をいう。)に對する基準標準報酬等平均額(附則第十八條に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうち最後の期間における全組合員並びに厚生年金保険の全被保険者(政令で定める者を除く。及び国民年金法第五條第一項第二号から第四号までに掲げる法律に基づく共済組合の全組合員の標準給与の月額(厚生年金保険の被保険者にあつては標準報酬月額)とし、同項第二号に掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつては標準報酬の月額)とし、同項第三号に掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつては当該法律に規定する給料の月額を

政令で定めるところにより補正した額とする。を平均した額をいう。の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率を乗じて得た額とし、その月が昭和六十年九月以前の期間に属するときは、その月における標準給与の月額にそれぞれ附則第十八条に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうち最初の期間に係る当該政令で定める率を乗じて得た額とする。とする。

附則別表第二及び附則別表第三中「昭和六十四年六月三十日」を「平成元年六月三十日」に、「昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日まで」を「平成元年七月一日から平成四年六月三十日まで」に、「昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日まで」を「平成四年七月一日から平成七年六月三十日まで」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律「昭和六十年法律第七号」の一部を次のように改正する。

附則第二条第五号中「又は総理府において作成した全国消費者物価指数」を削る。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

附則第十五条第一項中「第五項及び第六項」を「第四項及び第五項」に改め、同項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同項第二号中「又は法律第三十四号附則第九条」を削り、同条第二項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同条第三項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た額」を「二千六百三十三円」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「二千五百円」に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の物価指数の比率（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を下ったときは、

昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「二千六百三十三円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に、「二千五百円」に農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）附則第十五条第五項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「二千六百三十三円」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第二十六条第一号中「附則第八条又は」を削り、同条第二号中「又は法律第三十四号附則第九条」を削る。

附則第三十条第一項第一号中「四十九万二千円」に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額及び当該政令で定める額を六十二万四千七百二十円に、「二万四千六百円」に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額を三万二千二百三十六円に改め、同項第二号中「年額」を「年額に新共済法附則第十八条に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうち最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第二十一条に規定する政令で定める率を乗じて得た額」に、「政令で定める額」を、「政令で定める額に当該率を乗じて得た額」に改める。

附則第三十四条第一項第一号を次のように改める。

一 六十二万四千七百二十円
附則第三十五条第一項第一号中「四十九万二千円」に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額及び当該政令で定める額を六十二万四千七百二十円に、「二万四千六百円」に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額を三万二千二百三十六円に改め、

同条第二項第一号中「四十九万二千円」に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額を六十二万四千七百二十円に改める。

附則第三十八条第一号中「四十九万二千円」に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額を六十二万四千七百二十円に改める。

附則第四十一条第一項各号を次のように改める。

一 遺族である子が一人いる場合 十二万八千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 二十万四千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 十二万八千円

附則第四十五条第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」及び「百分の九十五」を削る。

附則第四十八条第一項中「百分の五十」を「百分の三十五、百分の五十、百分の六十五」に改める。

附則別表第四中「附則第八条、第十六条」を「附則第十六条」に、「二万四千円」を「二万八千二百円」に、「四万八千円」を「五万六千四百円」に、「七万二千円」を「八万四千六百円」に、「九万六千円」を「十一万二千八百円」に、「十二万円」を「十四万四千円」に改める。

（昭和六十二年及び昭和六十三年年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部改正）

第三条 昭和六十二年及び昭和六十三年年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律（昭和六十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び昭和六十三年年度」を、「昭和六十三年年度及び平成元年度」に改める。

第一条第一項中「この項及び第三条第一項において」を削り、同条第三項中「第三条第三項」

の下に「及び第五条第三項」を加える。

第二条第一項中「次項及び第四条第二項において」を「以下」に改め、「第四条第一項」の下に「及び第六条第一項」を加え、同条第二項中「第四条第二項」の下に「及び第六条第二項」を加える。

第四条の次に次の二条を加える。

（平成元年度における年金の額の改定の特例）

第五条 共済法による年金である給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、共済法第九十九条の三の規定の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

第六条 前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金である給付について準用する。

2 前項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、昭和六十三年改正法附則第四十五条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中農林漁業団体職員共済組合法第七十条、第七十一条、附則別表第二及び附則別表第三の改正規定並びに第三条の規定は、公布の日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

第二条 平成元年十月一日前に組合員の資格を有し得て、同日まで引き続き組合員の資格を有す

る者のうち、第一条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第二十条第六項の規定により同年七月から九月までのいずれかの月から標準給与が定められた者又は同条第八項の規定により同年八月若しくは九月から標準給与が改定された者であつて、同月の標準給与の月額が四十七万円であるもの(当該標準給与の月額が四十七万円であるもの(当該標準給与の月額であるものを除く。))の標準給与は、当該標準給与の月額基礎となつた給与月額を第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成元年十月から平成二年九月までの各月の標準給与とする。

(年金である給付の額に関する経過措置)

第三条 平成元年九月分以前の月分の農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付の額及び農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)附則第四十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、年金である給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、農林漁業団体職員共済組合法に基づく年金について給付の改善を図るとともに、平成元年度における特例としての年金額の改定の措置を講ずる等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成元年十一月二十八日印刷

平成元年十一月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局